



**小地域
ネットワーク活動
検討委員会
報告書**

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

秋田県地域福祉推進委員会

はじめに

本県では、昭和55年度から県単独の補助事業「在宅福祉活動促進事業」により県内各市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」）に在宅福祉相談員を配置し、市町村社協が実施主体となり、民生委員・児童委員（以下「民生委員」）の協力のもと日常生活に不安や心配ごとを抱える人を地域で見守り、支援する小地域ネットワーク活動（以下「ネットワーク活動」）がスタートしました。

当初は、主に一人暮らし高齢者を対象としたネットワーク活動でしたが、高齢者夫婦や兄弟姉妹など高齢者のみの世帯、認知症高齢者や障害のある人など地域で見守りを必要とする方も対象に加えてきました。

この間、社会福祉基礎構造改革により、行政主体の措置制度から利用者が契約によりサービスを選択できる仕組みに変わるとともに、平成12年度以降の介護保険制度施行等により多様な福祉サービスが提供されるようになりました。また、平成17年度の個人情報保護法の全面施行により、支援を必要としている人の情報を共有するために本人の同意が必要になるなど、ネットワーク活動を取り巻く環境が大きく様変わりしています。加えて、市町村合併により自治体の規模が大きくなった地域では、合併前の旧市町村単位でネットワーク活動の進め方が異なるなど、活動自体に地域差が生じています。

また、平成29年の社会福祉法改正により、地域住民一人ひとりが地域の問題を「我が事」として捉え、住民相互の支え合いによる地域共生社会の実現を目指すことが、地域福祉推進の理念として位置づけられ、そのためのネットワーク活動の必要性・重要性が再認識されています。

こうした状況を踏まえ、本会ではこれまで取り組んできたネットワーク活動について検証し、課題の解決に向けた方策と、活動を推進するための具体の取組を整理するため、令和2年度に「小地域ネットワーク活動検討委員会」を設置し、2年間にわたり検討を重ねてきました。

地域共生社会の実現に向けて重要な役割を担うネットワーク活動の充実・強化を図るため、本報告書が一助となれば幸いです。

令和4年3月

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
秋田県地域福祉推進委員会
(小地域ネットワーク活動検討委員会)

▶ もくじ

はじめに

1	なぜネットワーク活動の推進が必要なのか	1
2	ネットワーク活動の目的と役割	3
3	ネットワーク活動の課題	4
4	検討課題の整理	5
5	ネットワーク活動の推進方策	7
6	推進方策を実現するための取組	10
7	検討のまとめ	17
8	参考資料	18
	(1) 「相談をつなぐシート」(湯沢市社協)	
	(2) 「ほっとけないシート」(茨城県東海村社協)	
	(3) リーフレット「小地域ネットワーク活動を知っていますか？」	
	(4) 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果	

1 なぜネットワーク活動の推進が必要なのか

文京学院大学人間学部 教授 中島 修

現在の福祉政策の目標である「地域共生社会の実現」により目指している社会とは、どのような社会なのでしょうか。それは、双方向型でお互いに助け合う社会です。それは、どのような背景から生まれたのでしょうか。それは、地域包括ケアシステムの構築や生活困窮者自立支援制度の成果として、包括的支援体制の必要性が顕在化したことです。では、「包括的な支援体制の整備」や「重層的支援体制整備事業」とネットワーク活動とはどのような関係にあるのでしょうか。それは、「ニーズを発見し、本人のニーズに基づき、孤立を防ぎ、参加を支援する」という取り組みです。このような問いをイメージしながら、ネットワーク活動の必要性を一緒に考えていきましょう。

地域福祉のはじまりは、「住み慣れた家で暮らし続けたい」というささやかな思いでした。そして、その思いは、多くの人々の共通の願いだったのではないのでしょうか。しかし、現在の日本社会では、人々が抱える福祉ニーズは多様化・複雑化し、制度では対応しきれない課題も多く生まれるようになりました。そして、それらのニーズは、SOSとして本人や家族等から発信されることなく、地域の中に埋もれてしまうことが増えてきているのです。

では、「助けて」と言えない、SOSを出さない人や出せない人は、どのような人々なのでしょうか。①ひとり暮らしの高齢者で認知症を抱えている人でしょうか。②夫の介護で疲れてしまった高齢の妻でしょうか。③介護技術が乏しい息子でいつも母親の介護にイライラして孤立している人でしょうか。④高齢出産で待望のお子さんを授かったのに子育てに失敗できないと必死に悩んでいる母親でしょうか。⑤それとも、就職活動に失敗し社会に出ることが怖くなってひきこもり始めた40代の就職氷河期世代の人でしょうか。

「助けて」とSOSを出せない人が増えています。また、福祉の課題がからみ合うほどにいくつも生まれてしまい、何から手を付けたら解決できるのか自分でもわからなくなってしまっている人がいます。このような人々に共通していることは、「社会的孤立」と言われる状態になっているということです。

私たちは、福祉の問題について「貧困」「介護」「障害」「子育て」など、分野ごとに問題を考え、捉え、その解決に向けて取り組んできました。しかし、このような福祉課題が目に見えるような状態になる前に、「孤立」や「孤独」の状態となり、今日の政策的には、社会福祉法において「地域生活課題」と言われるような、世帯全体を捉える視点や、孤立防止、参加のための支援が求められるようになってきているのです。

また、コロナ禍に象徴されるように、地域で暮らす人々は、「不安」を抱えて暮らすようになりました。例えば、「新型コロナウイルスに感染してしまうかもしれない」という不安から、家に閉じこもりがちになった高齢者は、身体を動かすことが少なくなり、久しぶりに行った郵便局でATMを前に暗証番号が思い出せなくなって泣きそうになって家族に電話をするといった例が増えています。それは、認知症への不安として、多くの人々にも広がっています。フレイル予防という言葉が使われるようになっていますが、多くの高齢者がその必要性を思うとき、近くで見

守り支えてくれるネットワーク活動の重要性に気づくことでしょう。

災害が増えている我が国では、避難行動要支援者名簿の作成と個別避難行動計画の作成に行政は頭を悩ませています。東日本大震災を契機に、災害対策基本法が改正され、本人同意に基づいて平時から名簿が避難支援等関係者の間で共有されるようになりました。秋田県内の社協では、歴史的に受け継がれてきた「一人の不幸も見逃さない」在宅福祉相談員のネットワーク活動が展開されていますが、このような災害に対応する名簿づくりや災害に強いまちづくりと連携していくことが求められています。

コロナ禍は、民間警備会社の見守り機能や、スマートフォンやロボットを活用した安否確認機能も発展させました。このような民間企業等によるICT化に対応した見守り機能は、年老いた親を残して都会で働く息子・娘たちには欠かせないサービスになりつつあります。

さて、現在のネットワーク活動を整理すると、以下のような三つの段階に分けて考えることができるのではないのでしょうか。

第一に、本人はまだ元気であるが、息子や娘といった周囲の人々が心配をして求めている見守りネットワーク活動。

第二に、本人が体調に不安を抱えはじめ、何か異変があった時には助けてくれる体制が欲しいと本人が求めているネットワーク活動。

第三に、本人は要介護状態で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のように、専門職が見守り支援を必要と認識しているネットワーク活動。

これからのネットワーク活動は、このような対象となる人々を想定し、そのニーズに合致した形式で実施していくことが求められるでしょう。その際、第一段階の活動では、民間警備会社やICT機器等との連携は、十分に考えられるのではないのでしょうか。

現在、社会福祉法が改正され、社会福祉法第106条の3に市町村の包括的支援体制の整備が努力義務とされました。そして、それを構築する方法論として、社会福祉法第106条の4に「重層的支援体制整備事業」が位置づけられました。今後、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」が展開されていきます。この推進は、相談窓口を総合化しただけでは、十分ではありません。人々が暮らす住み慣れた地域で、「参加する機会」があり、「参加できる活動」があり、「参加を支援してくれる仕組み」がある。それこそが地域づくりになるのです。

今回の秋田県社会福祉協議会における「小地域ネットワーク活動検討委員会」は、2年間にわたって、小地域活動の現状とそのあり方を話し合ってきました。秋田県内の社協が数十年にわたって積み重ねてきたネットワーク活動の成果を新たに発展させることを目指しています。ぜひ、秋田県内はもとより、全国の同じ思いを抱く人々が手に取り、忌憚のないご意見を交わし合う一助となることを願っています。

2 ネットワーク活動の目的と役割

ネットワーク活動は、地域で支援を必要としている人を発見し、地域住民と福祉・保健・医療等の関係者が連携して関わることで、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域を築くことを目的としています。

他人事として捉えがちな対象者の生活課題を地域の問題として捉え、本人の生活状況や人間性、地域との関わりを把握している関係者が具体的な解決策について話し合い、そして、対象者が望む生活を見守り、近隣で支え合う体制を構築し、必要な住民活動やサービス等につなげます。

これは、改正社会福祉法が目指す地域共生社会の実現に向けた「我が事」・「丸ごと」の地域づくりに先行した活動であると言えます。

本県では、ネットワーク活動の意義と役割を次のとおり設定し、「一人の不幸も見逃さない」を合言葉に、昭和55年からネットワーク活動を全県下で推進してきました。住民主体の活動に対象者が希望する福祉サービスの関係者を加えながら自立を支援していく中で、対象者に寄り添い、見守りや声かけを行い、住民相互の活動を展開することにより次のような一定の効果が挙げられています。

① ネットワーク活動の意義と役割

- ア 住民の命と自立生活を守るため、住民による24時間体制のケアづくりを推進し、事故の未然防止や地域での人間関係の回復を図る。
- イ 福祉コミュニティづくりの推進と福祉のまちおこしにつなげる。
- ウ 現状の福祉・保健・医療制度やサービスを生活状況に応じて再構築し、各種サービスの機能強化を図るとともに、新たな福祉サービスの開発と体系化を目指す。
- エ 地域福祉を推進する社協の強化発展につなげる。

② ネットワーク活動の効果

- ア 早期の問題発見及びニーズ把握
- イ 地域住民の「支え合い」の理解及び意識の醸成、住民主体の地域づくりへの参画（福祉教育）
- ウ 新たなサービスの検討・創出
- エ 個別に実施されていた福祉サービス等の連携・充実強化（多機関協働・連携）

3 ネットワーク活動の課題

本会が平成29年度に県内市町村社協を対象に「小地域ネットワーク活動の状況に関する調査」を実施したところ、主に次の4点が課題であることがわかりました。

委員会では、調査結果を踏まえ、あらためてネットワーク活動の課題について確認しました。

市町村社協がネットワーク活動を進める上で課題と捉えていること	委員会での意見
①個人情報の取扱い	
<ul style="list-style-type: none"> 行政、社協、民生委員など関係機関で共有可能な個人情報が限られるため、要援護世帯の把握が困難 個人情報の共有に関するルールづくりが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者やひとり親世帯の情報は行政が把握しており、社協だけで対象者を把握するのは困難 個人情報の取扱いについては民生委員の協力が不可欠 他の社会福祉施設等との情報共有が困難
②担い手の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や福祉（協力）員の高齢化による支え手の不足 近隣住民の関係希薄化によるネットワーク協力員のなり手不足 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員の業務の負担軽減とともに、福祉（協力）員の配置の必要性について理解促進が必要
③ネットワーク活動の理解不足	
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民による互助の関係性が乏しく、ネットワーク活動の理解不足 対象者本人からの見守り等の関わりの拒否 	<ul style="list-style-type: none"> 行政や関係機関のネットワーク活動の認知不足 福祉サービスを拒む人でも医療的支援は受け入れる傾向にあり、訪問看護との連携が必要
④対象者の増加等	
<ul style="list-style-type: none"> 「団塊の世代」の高齢化により対象者が増加 一人暮らし高齢者のほか、ひとり親、若年障害者、ひきこもり、家庭内で孤立する人など対象者の増加が予想されるが、そうした世帯等の把握が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の一人暮らし高齢者といった年齢や世帯状況で対象者を区分しない考え方が必要

4 検討課題の整理

ネットワーク活動の目的と役割、課題を踏まえ、委員会で検討する課題を次のとおり整理しました。

(1) 行政機関等との連携・支援のあり方

(2) ネットワーク協力員（担い手）の確保【※1】

(3) 幅広い対象者への支援のあり方（当事者へのアプローチのあり方）

(1) 行政機関等との連携・支援のあり方

高齢者・障害者・子育て中の人・生活困窮者など対象世帯ごとに相談支援機関が複数存在し、各専門職が対象者の支援に当たっている。こうした中で、ネットワーク活動の対象となりうる世帯の把握や支援のためには、行政機関等との個人情報の共有や専門職との連携が必要になる。

- ・ 対象世帯の情報把握に当たり、見守りを必要とする人の名簿を作成するためには、自治体が作成する「避難行動要支援者名簿」の活用が望まれる。
- ・ 行政機関との情報共有に当たり、個人情報管理ソフト導入やデータベース化については民間企業が先行していることから、ICTを活用した名簿づくりが望まれる。
- ・ 65歳以上の一人暮らし高齢者を対象者としていることが多いが、健康寿命の延伸により、近年は70歳代でも健康で元気な人が多く、本人も見守り対象になるとは認識していないことから、年齢や世帯状況などで画一的に区分しないことが必要である。
- ・ 一人暮らし高齢者や認知症高齢者を対象にした市町村独自の見守りの仕組みがあり、ネットワーク活動の対象者と重複していることが想定され、相互の連携が効果的と考えられることから、あらためてネットワーク活動の目的や仕組みのほか、連携による効果等について関係者の理解と協力を得るための取組が必要である。

(2) ネットワーク協力員（担い手）の確保

民生委員だけでなく、地域住民（町内会役員や福祉（協力）員等も含む）がネットワーク協力員としてネットワーク活動に関わることが重要である。また、民生委員のなり手が不足している中で、多様な担い手の確保が必要である。

【※1】「ネットワーク協力員」とは

対象者と関わりのある近隣住民、親類縁者、知人・友人、ボランティアなどで、見守りや声かけなどを行う協力者

(3) 幅広い対象者への支援のあり方（当事者へのアプローチのあり方）

ネットワーク活動は、一人暮らし高齢者の孤独死を防止することを目的にスタートしたが、団塊世代の高齢化による高齢夫婦世帯や認知症高齢者の増加に加え、地域で孤立している人やひきこもり状態にある人、障害を持ちながら地域で暮らす人、8050世帯や生活困窮世帯など、「気になる人（世帯）」が多くなってきている。

こうした世帯は、社会への参加機会が失われることにより、近隣住民との人間関係の構築が困難となり、地域とのつながりが希薄になる場合が多く、支援を拒絶することもある。対象者が抱える課題の解決を目指すためには、人と人がつながり続ける伴走型支援の関係づくりが必要である。

5 ネットワーク活動の推進方策

「4」で整理した課題を解決し、ネットワーク活動を推進するための方策について、次のとおりまとめました。

- (1) 対象者の情報把握について
- (2) 担い手の確保等について
- (3) 行政・相談支援機関との情報共有について
- (4) ネットワーク活動の理解促進について

(1) 対象者の情報把握について

①避難行動要支援者名簿の情報を社協等と共有する。

災害対策基本法で市町村に作成が義務付けられている「避難行動要支援者名簿」は、平常時より民生委員や社協等と共有して避難支援体制の構築に活用することが期待されていることから、名簿情報を基に対象者を選定する。

本県では、全市町村が避難行動要支援者名簿を作成済みで、名簿掲載者は要介護認定者、身体・知的・精神障害者（手帳保持者）、難病患者等となっている。

また、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」では、避難行動要支援者本人の同意がなくても平時から名簿情報を共有することができる根拠として、各市町村が災害対策基本条例等で別に定めることとしており、積極的な検討が期待される。

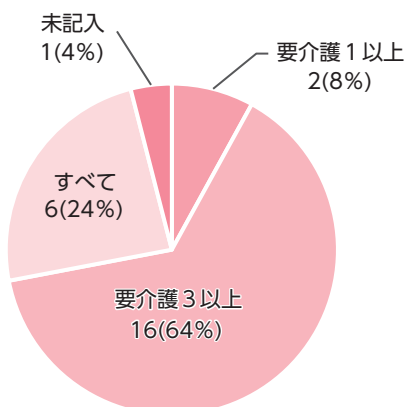
【名簿掲載者】

※消防庁 令和2年10月1日現在の調査結果から

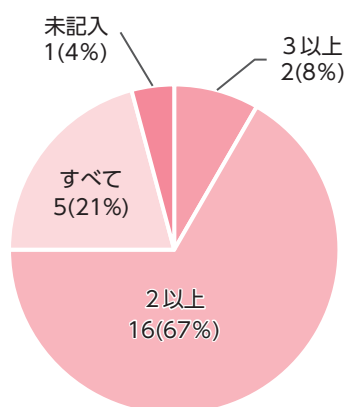
	要介護認定者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	支援が必要な者	希望者	その他
市町村数	25	24	22	23	12	14	18	11
割合	100%	96%	88%	92%	48%	56%	72%	44%

【要介護認定を受けている者、身体障害者の内訳】

要介護度（25市町村）



障害等級（24市町村）



【名簿情報提供先】

	消防	県警察	民生委員	社協	自主防災組織	自治会	その他
市町村数	10	23	23	21	17	15	5
割合	40%	92%	92%	84%	68%	60%	20%

②地域で「気になる人」の次の情報を社協と共有する。

- ・ 各種相談支援機関（福祉事務所、自立相談支援機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター等）が把握している「見守りが必要な人」の情報
- ・ 社会福祉法人や介護事業所等が把握している福祉サービス利用者等のうち、複合的な課題を抱えている世帯の情報
- ・ 地区社協や町内会、民生委員、福祉（協力）員など、地域住民が把握している「気になる人」の情報
- ・ 地域のスーパーや商店、理・美容室、コンビニ等が把握している「気になる人」の情報
- ・ 警察や消防、郵便局、金融機関等で把握している認知症の疑いのある人や詐欺被害が心配される人の情報

③社協事業等を通じて情報を集約する。

社協が実施する介護サービスや高齢・障害・児童福祉関係事業を通じて「気になる人」の情報をリスト化するほか、いきいきサロンや町内会行事などの機会に地域へ出向いて把握した情報を整理する。

(2) 担い手の確保等について

- ① ネットワーク活動を展開する上で不可欠な民生委員の充足率向上や、そのサポート役となる福祉（協力）員の配置を促進する。
- ② 全市町村に社会福祉法人が経営する施設・事業所が存在していることから、地域の公益的な取組として職員が担い手となる活動を促進するため、社会福祉法人との連携促進を図る。
- ③ 警備会社による見守りサービスと連携するほか、ICTを活用した様々な機器（電気ポット、LED電球、室内センサー等）の利活用を促進する。

民生委員の状況（令和3年4月1日現在）

定数	欠員数	充足率
3,397人	142人	95.8%

福祉（協力）員の状況（令和3年4月1日現在）

配置市町村数	割合	人数
18市町村	72%	5,575人

(3) 行政・相談支援機関との情報共有について

- ① 災害対策基本法の改正により市町村による作成が努力義務化された避難行動要支援者の個別避難計画を活用し、市町村社協によるネットワーク活動の台帳としての位置づけを図る。
- ② 既存の会議体を活用してネットワーク連絡会議【※2】に位置づけるとともに、多機関・多職種が参画することで情報共有を図る。

【※2】「ネットワーク連絡会議」とは

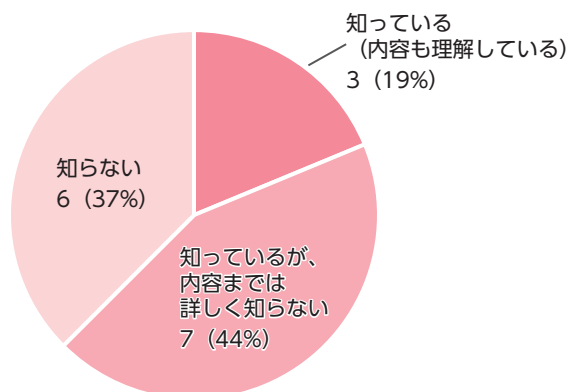
小地域の単位で、1～2か月にネットワークに関わるメンバーが一堂に集まり、ネットワーク活動の内容や進め方、ネットワーク協力員の役割分担等について話し合い確認する「ネットワーク連絡会議」と、市町村や地区社協単位で関係機関や団体が集まり、ネットワーク活動を推進するための情報交換等を行う「ネットワーク活動推進連絡会議」がある。両会議の機能を一つにして開催するなど、市町村により開催方法や頻度が異なる。

- ③ ゼンリンデジタルマップなどのサービスやシステム化が普及してきており、対象者等情報の一元化やデジタル化により情報更新や共有を促進する。

(4) ネットワーク活動の理解促進について

- ① 行政や企業等による既存の見守り等の仕組みがあることから、ネットワーク活動との効果的な連携について働きかける。
- ② 市町村行政のほか、社会福祉法人や企業、民生委員、地域住民等に対してネットワーク活動について周知する。

ネットワーク活動の理解状況（16市町村）



※令和3年6月に実施した市町村行政対象の「地域における見守り活動に関する調査結果」から

6 推進方策を実現するための取組

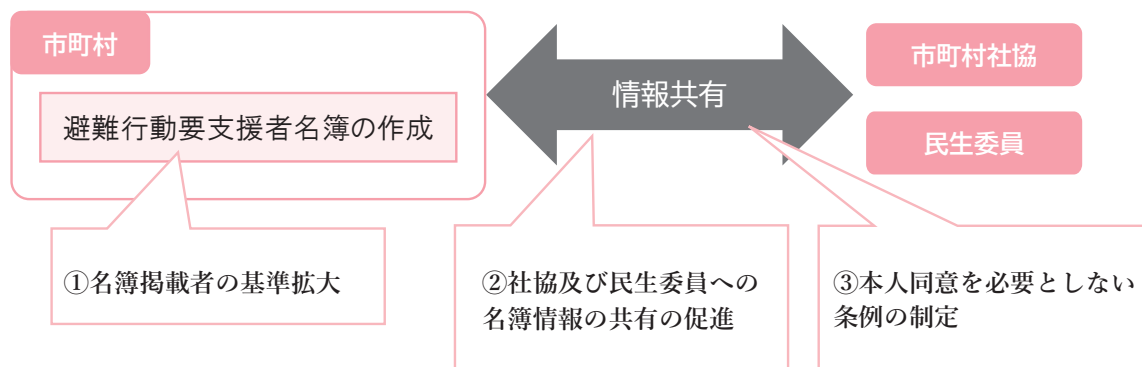
推進方策をより実効性の伴うものにするために、具体的な取組が必要になります。委員会では、推進方策を実現するための取組について整理しました。

(7ページ以降で整理した推進方策に対して有効な取組を○で表しています。)

- (1) 各市町村に対して、避難行動要支援者名簿の作成及び共有に関して、次のとおり働きかける。

(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
○		○	

- ① 名簿掲載者の基準が市町村によって異なることから、要介護度や障害等級のほか、地域で気になる人も掲載するよう働きかける。
- ② 社協及び民生委員との情報共有を促進するとともに、情報の活用に関するルールづくりを働きかける。
- ③ 消防庁が令和3年3月に公表した「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果（令和2年10月1日現在）」によると、本県の避難行動要支援者82,739人のうち、平時から市町村と社協等で名簿情報を共有（同意）しているのは39,132人（47.3%）と半数に満たないことから、避難行動要支援者本人の同意の有無によらず情報共有できる根拠として、全市町村での条例制定を働きかける。



- (2) ネットワーク活動の広報啓発のため、次の取組を行う。

(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
			○

- ① 市町村社協と必要な情報が共有されない要因として、行政機関や社会福祉法人のほか、地域住民にネットワーク活動が理解されていない実態がある。令和3年6月に県内市町村地域福祉主管課を対象に実施した「地域における見守り活動に関する調査」では、回答があった16市町村のうち、ネットワーク活動を理解している市町村は2割と少なかったことから、ネットワーク活動に関するリーフレットを作成し、活動をPRするとともに理解と協力を求める。 **参考例** 広報・啓発用リーフレット <23ページ参照>

- ② 地域ケア会議、支援調整会議、要保護児童対策協議会等の既存の会議体において、ネットワーク活動をPRして理解と協力を求める。

- (3) 市町村社協との情報共有を行うための手法として、次のシートを整備する。

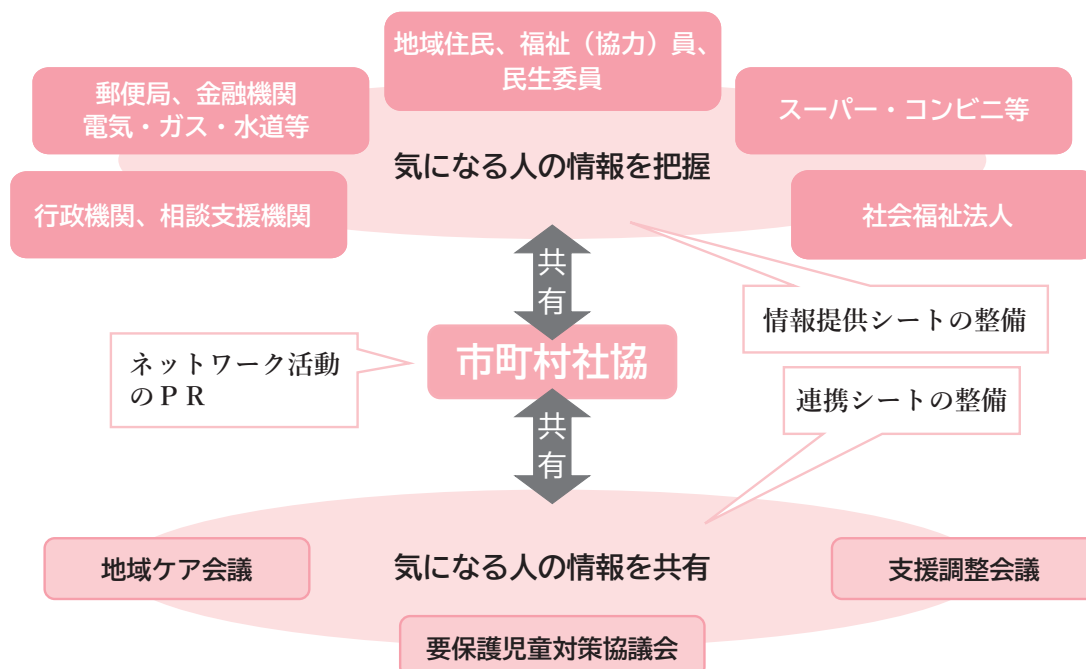
(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
○		○	

- ① 各相談支援機関が把握する「見守りが必要と思われる世帯」の情報を共有するため、「連携シート（仮称）」を整備する。

参考例「相談をつなぐシート」（湯沢市社協） < 18 ページ参照 >

- ② 地域住民やスーパー、コンビニ、ライフライン事業者などが把握する地域の「気になる人」の情報を社協と共有するため、「情報提供シート（仮称）」を整備する。

参考例「ほっとけないシート」（茨城県東海村社協） < 21 ページ参照 >



- (4) 地域における「気になる人」や支え合い等の人間関係を「見える化」するため、町内会単位でのマップづくりを促進する。

(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
○	○		

- (5) 地域住民が主体的に見守り・支援するため、次の取組を行う。

(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
	○		

- ① 民生委員は、令和3年4月1日現在、17市町村で欠員が生じ、県全体の定員数3,397名に対して現員数3,255名（充足率95.8%）である。民生委員のなり手の裾野を拡大するため、県民生児童委員協議会とも連携しながら就労している者でも活動しやすい仕組みや環境づくりを推進する。

- ② 福祉（協力）員は18市町村で配置されていることから、配置されていない市町村への配置を働きかける。また、主な活動が社協の会費徴収や広報配付等になっている場合があることから、民生委員と連携した活動のあり方を見直し、将来的に福祉（協力）員の経験者が民生委員へ就任できるような仕組みづくりを促進する。 **参考例 ※①、②参照**
- ③ 見守り対象者でも可能な範囲で支え手となれる活動を探し出すなど、住民相互の見守り体制やボランティアによる支え合いの仕組みづくりにつなげる。 **参考例 ※③、④参照**
- ④ 見守り活動を行う専任者の配置を市町村行政に働きかける。 **参考例 ※⑤参照**
- ⑤ 「地域福祉活動参加方策の手引き（平成31年3月県社協作成）」を活用したモデル事業等の取組を促進する。

<取組の参考例>

※①「地域福祉訪問相談員の配置」（岩手県花巻市社協）

花巻市社協では、市の委託事業により「地域福祉訪問相談員」を10人配置し、民生委員業務の負担軽減を図るため、民生委員の見守り活動と連携しながら、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯等への訪問相談と見守り支援を行っている。

「地域福祉訪問相談員」が市内10地区をそれぞれ担当し、各地区には社協の地域福祉コーディネーター（CSW）も配置されており、気になる世帯の情報について民生委員や市へも共有されている。

※②「民生委員と福祉協力員の連携」（横手市社協）

横手市社協では、民生委員と福祉協力員の連携を図るため、各地区の状況に応じて次のような取組を推進している。

- ・合同研修会の実施（マップを使ったネットワークづくり など）
- ・合同連絡会議の開催（情報交換や事業についての話し合い など）
- ・民生委員が地区福祉協力員会の役員になっており、福祉協力員会の役員会の内容等を地区民児協の定例会で報告するなど情報共有している。
- ・地区民児協の定例会に福祉（協力）員が参加し、相互の活動等について情報交換している。
- ・見守り・声かけ訪問活動として、単身・高齢者世帯や気になる世帯を対象に民生委員と福祉協力員が同行訪問している。

※③「プラチナバンク事業」（藤里町社協）

藤里町社協では、高齢者・障害者・引きこもり者・若者など藤里町で暮らす人が何歳になっても自分らしく、そして楽しく生活していくため「プラチナバンク事業（町民すべてが“生涯現役”を目指す事業）」を実施している。

自分ができること、やりたいことを選んで参加できるため、ライフスタイルに合わせて活躍できることが特徴である。

また、外出や交流の機会が生まれ、すべての町民が支援する側、支援される側になりながら生きがいや役割を持ち活躍することで、一人ひとりの生きがいづくりとともに、町全体の活性化にもつながっている。

※④「大仙雪まる隊」(大仙市社協)

大仙市社協では、誰もが安心して暮らすことができるよう、自力では雪よせが困難な高齢者世帯などの除雪を行うボランティア登録制の「大仙雪まる隊」を結成している。市内の企業や団体のほか、中学校や高校の部活動単位などでも除雪ボランティアとして登録している。

「大仙雪まる隊」は、民生委員による対象者調査に基づいて除雪活動を行っているが、訪問時には声かけや安否確認も行っており、ボランティアによる見守り活動の役割も担っている。

※⑤「安心・安全なパトロール隊事業」(羽後町社協)

羽後町社協では、町から「安心・安全な街づくりパトロール隊」事業を受託し、現在5名の隊員が一人暮らし高齢者世帯、二人暮らし世帯、日中独居の高齢者等、約200世帯を対象に原則週1回訪問している。隊員は、安否確認や話し相手となることを基本に、ゴミ出しやストーブの給油などの生活支援を行っている。

全隊員が全地域を把握できるよう、ローテーションで担当地区を変えており、担当民生委員宅も訪問して関係強化に努めている。

(6) 全市町村に社会福祉法人が経営する福祉施設・事業所が存在しており、「地域の公益的な取組」としての活動が求められていることから、担い手の確保に向けて、次の取組を行う。

(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
	○	○	

- ① 秋田県社会福祉法人経営者協議会では、県内の社会福祉法人が連携・協働して公益活動に取り組む「秋田県地域公益活動事業」を実施していることから、この事業を通じた見守り活動の取組を促進する。 **参考例** ※①参照
- ② 市町村社協が中核的な役割を担い、地域の社会福祉法人と連携・協働して公益的な取組を行うための仕組みづくりを促進する。 **参考例** ※②、③参照

<取組の参考例>

※①「配食サービスを兼ねた見守り」(大館市：比内ふくし会)

比内ふくし会では、地域包括支援センターと連携し、地域の一人暮らし高齢者や高齢者世帯、買い物や食事の支度が困難な人に低料金で夕食を届ける配食サービス「ひない食宅便」を実施している。配達時には必ず声かけ、顔合わせをして安否確認を行い、住み慣れた自宅で生活し続けるための食事と見守りの支援を行っている。

また、2020年度から地域貢献プロジェクトの一環で、大晦日に一人暮らし高齢者や新型コロナウイルス感染症の影響で家族が帰省できない人に夕食弁当を無料で配付するなど、社会福祉法人による「地域の公益的な取組」として見守り活動を兼ねて実施している。

※②「おむすびネット」(秋田市社協)

秋田市社協では、社協と施設経営法人が連携・協働して地域の福祉課題の解決に取り組むための「秋田地域福祉おむすびネット」を構築し、地域の福祉ニーズと社会福祉法人が持つ施設機能やマンパワー等を結び付け、プラットフォームとしての役割を担っている。

社協が地域の多様なニーズを基に10種類以上の活動メニューを提示し、各法人が選択して実施する仕組みとしている。

※③「能代市法人連絡会」(能代市社協)

能代市社協では、市内9法人による「能代市社会福祉法人連絡会」を設立し、暮らしの悩みごとや困りごとなど何でも相談できる相談窓口を各法人に開設している。市民に対する出前講座や出前相談を実施したり、施設や各種備品等を貸し出したりしており、各法人の特色を生かした取組を行っている。

今後は、相談窓口等で把握した市民のニーズに基づいた様々な取組を展開していくこととしている。

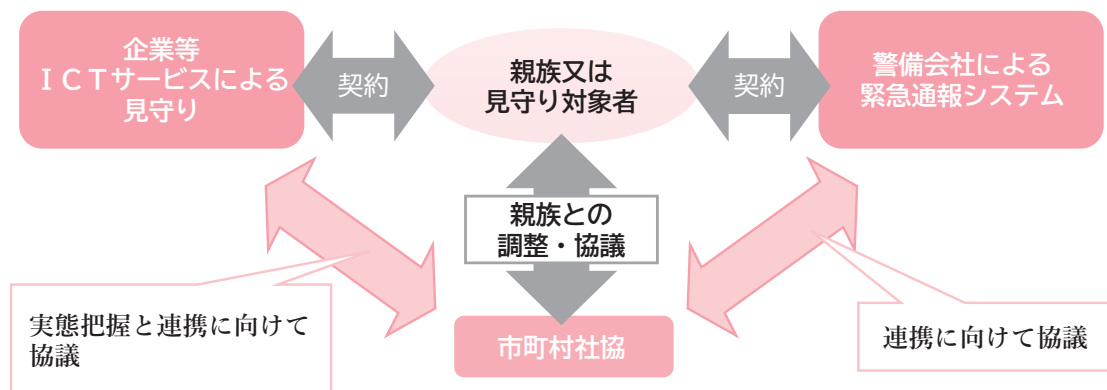
(7) IT・ICTを活用した見守りの仕組みと連携する。

(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
○	○		

① 民間警備会社による緊急通報サービスが普及して

きており、異変時や緊急時に速やかに駆けつけてくれるが、近隣住民や社協等との関わりが希薄であることから、個人情報の共有を含む緊急時の対応や連携について協議する。

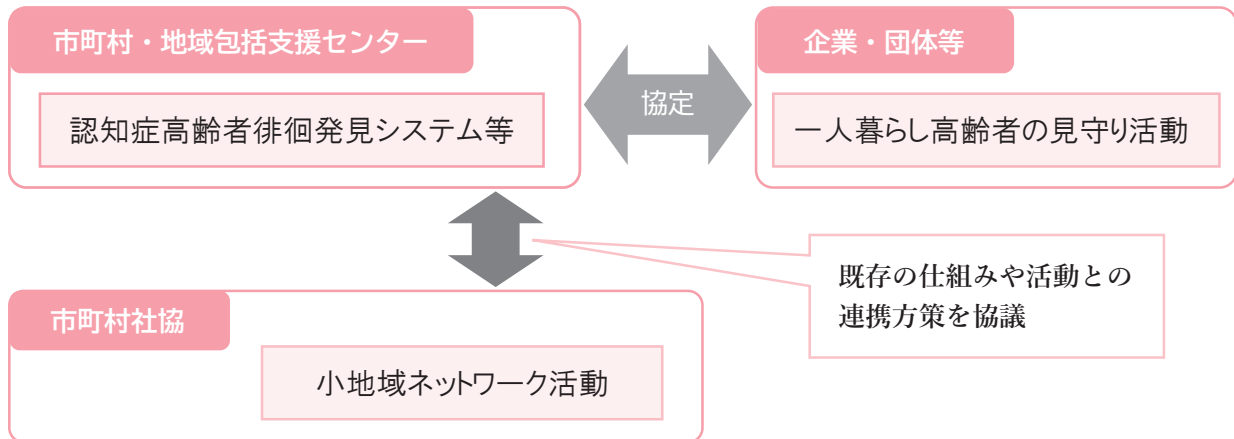
② 親族がICTを活用した機器による見守りサービスを申し込んでいる場合など、該当世帯の情報把握が難しいことから、民生委員等の訪問活動を通じて情報把握に努める。



(8) 既存の見守り活動との連携方策について協議する。

(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
			○

- ① 令和3年6月に県内市町村地域福祉主管課を対象に実施した「地域における見守り活動に関する調査」では、回答があった16市町村のうち、企業や団体との見守りの仕組みは6割の市町村で実施しているものの、そのうちネットワーク活動と連携しているのは約3割と少ないことから、既存の見守り活動との連携方策について市町村等と協議する。
- ② 地域ケア会議、支援調整会議、要保護児童対策協議会等の既存の会議体においてネットワーク活動をPRして理解と協力を求める。(再掲)



(9) 情報のデジタル化・データ化により行政機関等との情報共有を図る。

(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
		○	

- ① 市町村社協によるデジタルマップの活用を促進するとともに、デジタルマップを活用した行政機関との情報共有などの連携について、モデル事業により効果を検証する。
- ② 情報管理ソフトの導入や情報のデジタル化を推進するため、行政機関と社協との情報共有や連携のルールづくりに向けて、モデル事業を実施して効果を検証する。

(10) 防災と福祉行政、社協や民児協等との連携により、次の取組を行う。

(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
○		○	

- ① 消防庁が令和3年3月に公表した「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果(令和2年10月1日現在)」によると、本県の個別避難計画作成済市町村は18か所(72%)で、7か所(28%)が未作成である。作成済の市町村においても一部作成が15か所(60%)と多いことから、すべての個別避難計画の作成を市町村行政に働きかける。
- ② 個別避難計画を作成している場合は、その情報を市町村社協が整備するネットワーク活動の台帳として位置づけ、平時からの情報共有や見守り支援等に活用するなどの取組を促進する。 **参考例 ※①参照**

< 取組の参考例 >

※①「地域で支える避難行動要支援者台帳の整備」(岩手県奥州市社協)

奥州市社協では、地域支えあい事業「にこにこネット」により、個別避難計画に当たる平時のみの「見守り・安心台帳」と災害時の「避難行動要支援者台帳」の整備を推進している。

また、台帳整備に当たり、市内333行政区中の約7割に「地域セーフティネット会議」を立ち上げ、ネットワークの対象者の選定など住民主体の地域づくりを推進している。

(11) 多機関・多職種の関係者によるネットワーク連絡会議の開催を促進する。

(1)対象者把握	(2)担い手確保	(3)情報共有	(4)理解促進
○	○		

① 「小地域ネットワーク活動の状況に関する調査結果(平成29年度)」では、小地域でのネットワーク連絡会の開催は15か所で、市町村段階のネットワーク活動推進連絡会議の開催は11か所と少ないことから、全市町村におけるネットワーク連絡会議の開催とともに広く関係者の参画を働きかける。 **参考例 ※①参照**

② 地域では様々な会議体が存在していることから、例えば地域ケア会議や支援調整会議に必要なに応じて多様な関係機関の参画を呼びかけ、ネットワーク連絡会議の機能を持たせるなど、既存の会議体の活用を働きかける。

< 取組の参考例 >

※①「ふれあいネットワーク活動による連絡調整会議」(福岡県北九州市社協)

北九州市社協では、市内155校(地)区において、おおむね1~2か月に1回ふれあいネットワーク活動による見守り・助け合い活動の報告と、活動を通じて把握した住民の困りごとや活動上の課題の解決方法を話し合うことを目的に「連絡調整会議」を開催している。

会議には、校(地)区社協役員や福祉協力員、民生委員や自治会、行政(地域包括支援センター)や社会福祉施設職員などのほか、警察や消防、老人クラブ、NPO、企業など校(地)区の状況に応じて地域の多様な関係機関・団体等が参加している。

7 検討のまとめ

最後に、ネットワーク活動を推進するために、その活動に必要な視点を整理します。

(1) これまで積み重ねてきたインフォーマルなネットワークの情報と公的な情報を共有して結びつける視点

社協では、これまで長期にわたり在宅福祉相談員による地域のささえあい活動を展開してきました。総合的推進は社協が担い、個々の小さなネットワークは民生委員が担ってきました。今後は、災害時の避難行動要援護者名簿などの行政が保有する情報と連携するなど、公的なサービスで把握した情報と社協が収集してきた地域におけるインフォーマルな情報を支援の必要性に応じて共有する視点が求められます。いわば、介護保険などの公的制度だけでは解決できないことを、ネットワーク活動と連携し、孤立防止や地域づくりに取り組んでいくことなのです。

(2) 人と人が顔を合わせてつながる地域住民との協働性の視点

秋田県内で積み重ねてきたネットワーク活動の成果は、人と人がつながり合う密接な関係性です。秋田県の地域性を生かした「顔見知りであるからこそその安心感」を大切にしていけることが重要です。

(3) オンライン機器等による新たなつながりの構築との連携の視点

スマートフォンなどの情報機器を高齢者も活用するような時代になりました。高齢者から子育て支援まで、様々な人々が孤立の環境にある時に、その世代に適した「社会とのつながり」を再構築していくことが求められています。「参加支援」は、ネットワーク活動の得意分野です。これまでの実績を生かしつつ、重層的支援体制整備事業の参加支援や地域づくりに向けた支援では、生活支援コーディネーター等とも連携しながらネットワーク活動を生かした取組を進める必要があります。

(4) 双方向型のネットワーク活動の視点

これまでのネットワーク活動は、見守る人と見守られる人が明確に分かれていたことが一般的だったかもしれません。これからは、見守られている人も、その地域で何らかの役割が生まれるような視点を持ちながらネットワーク活動を構築していくことが求められるでしょう。双方向型の社会の構築が、多様な人々の参加や地域とつながる機会を増やしていくこととなると考えます。

委員長 中島 修

(初回相談受付)

相談 内容 概要	相談受付日 月 日 () 受付者 連絡先 ()	
	...(本人の状況)...	...(家族構成図)...
	...(相談の主訴)...	...(家族の状況)...
	頼れる方はいらっしゃいますか。... いる...・... いない	...(いる場合) 氏名..... 関...係
<今回の対応>		

※上記に記入出来ない場合は、別紙(任意様式)で結構です。

↓

【相談のつなぎ先】

受付日：平成 年 月 日	連絡先：
所属： 氏名：	
相談の対応：	

↓

【相談のつなぎ先】

受付日：平成 年 月 日	連絡先：
所属： 氏名：	
相談の対応：	

相談支援の経過報告（支援の結果及び変化を地域福祉班へ報告ください）

【相談者基本情報】

氏名	
住所	
生年月日	

【報告者】

報告日	
所属	
氏名	
連絡先	

状況報告

結果	継続	終結
----	----	----

備考

(2) 「ほっとけないシート」(茨城県東海村社協)

地域住民等が「気になる方」の情報を記入し、社協へ知らせるためのシート

あなたの周りにいる「ほっとけない人」を教えてください!		ほっとけないシート		受付
		記入日		20 年 月 日
①ほっとけない相手の情報				
名前			連絡先	
年代	10代未満・10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上・不明			
住所				
世帯状況	一人暮らし・夫婦・本人と子・本人と親(父・母) 本人と兄弟姉妹・多世代(三世以上) その他()・不明			
ほっとけない内容	<input type="checkbox"/> 最近外出する姿を見ていない <input type="checkbox"/> 雑草が生い茂っている <input type="checkbox"/> 家や庭にゴミがたまっている <input type="checkbox"/> 大きな物音や大声が聞こえる <input type="checkbox"/> お金に困っていて生活が苦しそうだ <input type="checkbox"/> 介護・子育てが大変そうだ <input type="checkbox"/> 最近見かけない人が出入りしている <input type="checkbox"/> その他			
いつから上記のような様子ですか?	<input type="checkbox"/> 1か月以内 <input type="checkbox"/> 2~3か月前 <input type="checkbox"/> 半年前	<input type="checkbox"/> 1年前 <input type="checkbox"/> 2~3年前 <input type="checkbox"/> それ以上(具体的に:)	<input type="checkbox"/> 不明	
②教えてくれた人の情報				
名前			連絡先	
情報提供の団体・場所等	サロン(サロン名:) 地区社協(地区名:) その他()			
※いただいた個人情報は厳重に取り扱い、情報提供をしてくださった方がほっとけない人へ特定されないよう配慮して適切に対応いたします。				
----- ここからは村社協が記入します -----				
③村社協から情報提供者への報告欄				
報告者			作成日	
				確認日・サイン
ほっとけないシートに関する連絡・お問い合わせ				
社福)東海村社会福祉協議会 生活支援課 地域福祉推進係 TEL:029-282-2804				

「ほっとけない」シートの活用に向けてチラシを作成し、YouTubeでも紹介している。



を解決に導く

「ほっとけないシート」

ご活用ください

ちょっと心配、困っていそうだけどどうしたらいいかわからない・・・あなたの周りにいる、そんな「ほっとけない人」を教えてください。

皆さんの「ほっとけない情報」をもとに、村社協が解決に向けたお手伝いをさせていただきます。誰もが住みよいまちをつくっていきます。

①シートに記入

②村社協職員と相談

③解決に向けた支援

④解決!



みなさんの周りにいる「ほっとけない人」がいたら、わかる範囲でシートに記入してください。



シートをお預かりした後、情報をいただいた方や対象となる方と直接お話し、状況確認を行います。



民生委員・児童委員や地域住民、村役場などの様々な関係機関と村社協が連携を図ります。



解決した後も再びほっとけない状況にならないように、村社協などの関係者がフォローしていきます。

例えば! 「最近、ご近所さんの車がずっと停まっていたり外出していないみたいだけど、どうしたんだろう...男性の一人暮らしだから心配。」という相談が社協にありました。そこで、男性宅を訪問したところ本人の姿がなく、なごみなどの関係機関に問い合わせたところ、数日前から病院に入院していることがわかりました。

その後退院し、このことをきっかけに自宅で安心して生活できるよう、介護保険や社協のサービスにつながり利用を開始し始めました。

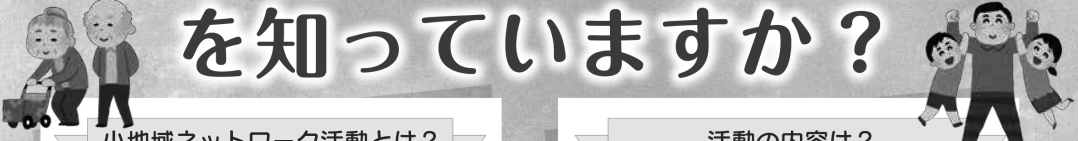


《お問い合わせ》
社協) 東海村社会福祉協議会 生活支援課 地域福祉推進係
TEL : 029-282-2804

<東海村社協公式 YouTube >

<https://www.youtube.com/watch?v=6KRTdqED6uc>


小地域ネットワーク活動 を知っていますか？



小地域ネットワーク活動とは？

高齢者や障害のある人、子育て中の親子などが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民の参加と協力による見守り支援体制をつくり、対象世帯が抱える問題を地域で早期に発見し、早期対応を行うことを目的としています。

市町村社会福祉協議会が実施主体となり、民生委員・児童委員や福祉(協力)員などが推進役を担っています。






活動の内容は？

地域住民や福祉(協力)員、民生委員・児童委員等が、地域の中で「気になる方」をそっと見守り、必要に応じて声かけなどを行います。生活や健康上の変化に気づいたときには、必要な制度や福祉サービスの利用につなげます。

また、状況によっては、犯罪被害や事故の未然防止にもつながります。

地域で「気になる方」はいませんか？

<ul style="list-style-type: none">郵便物や新聞がたまっている夜に家の明かりがついていないいつも決まった時間に散歩しているのに最近見かけない玄関前の除雪が行われていない など	<p>生活や健康面で何らかの問題が生じている可能性があります。</p> 
<ul style="list-style-type: none">体に不自然なあざや傷がある家の中から怒鳴り声が聞こえる、子どもの泣き声が昼夜を問わず頻繁に聞こえる子どもの服装が季節に合っていない登校する姿を見かけない夜に子どもだけで過ごしている介護や育児に疲れている様子だ など	<p>DVや虐待、不適切な養育環境、不登校の児童・生徒がいる可能性があります。</p> 
<ul style="list-style-type: none">見慣れない人が頻繁に出入りしている寝間着のまま外出している家の敷地内にゴミが捨てられずたまっているなど	<p>認知症の疑いや詐欺被害にあう可能性があります。</p> 

地域で「気になる方」がいたら、町内会長、民生委員・児童委員、福祉(協力)員、社会福祉協議会等と情報共有します。

小地域ネットワーク活動の実践例

小地域ネットワーク活動の進め方は、市町村によって異なります。



福祉(協力)員の見守りから相談が寄せられたケース

【地域の福祉(協力)員】

近所の一人暮らし高齢者宅で、毎日煙突から上がる煙が最近出ていないことが気になり、地区担当民生委員経由で社協に相談した。



福祉(協力)員、民生委員、社協職員が現場で対象者宅を見て回るが、すべてのドアに施錠されていた。隣人に来てもらい、普段過ごしている部屋を確認し、窓から中を覗くと囲炉裏の前で倒れている本人を発見した。警察や消防と連携して対応し、本人の生存を確認した。



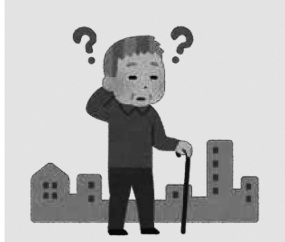
心筋症と低体温のため、発見が数時間遅れていたから助からなかったことを医師から説明された。日頃の見守りから関係機関につながり、迅速な対応で命が助かった。



近隣住民から民生委員に相談が寄せられたケース

【近隣住民】

徘徊が頻回にみられる高齢者で、徘徊した先で迷惑行為があり、近隣住民が困っていた。住民から担当地区の民生委員に相談があり、民生委員から社協に情報提供があった。



社協から地域包括支援センターに連絡し、センター職員と保健師が自宅を訪問した。家族、本人と面談し、家族以外からの見守りや支援を受けるため、要介護認定の申請手続きを促した。



要介護認定を受けたことにより、地域包括支援センターなどの専門職とのつながりができた。具体的なサービス利用はないが、緊急時等の対応がとれる連絡体制ができ、本人と家族は安心して生活している。



小地域ネットワーク活動の詳細はお住まいの社会福祉協議会にお問い合わせください。

☎010-0922 秋田市旭北栄町1-5 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

(4) 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果

(令和3年3月30日付け消防庁公表、令和2年10月1日現在の秋田県の状況)

市町村	① 名簿 作成	② 更新の有無		③ 更新の頻度					④ 市町村人口 ※H27国勢調査結果 (人)	⑤ 名簿に記載又は 記載された避難 行動要支援者の 数 (人)	⑥ 市町村人口に占 める名簿に記載 又は記載された 避難行動要支援 者の割合 (⑤/④)
		ア. あり(全部)	イ. あり(一部)	ア	イ	ウ	エ	オ			
秋田市	○	○				○			315,814	29,321	9.3%
能代市	○		○			○			54,730	2,571	4.7%
横手市	○		○			○			92,197	8,576	9.3%
大館市	○	○				○			74,175	801	1.1%
男鹿市	○		○			○			28,375	1,706	6.0%
湯沢市	○	○				○			46,613	8,290	17.8%
鹿角市	○	○					○		32,038	1,343	4.2%
由利本荘市	○		○			○			79,927	4,015	5.0%
潟上市	○		○			○			33,083	8,184	24.7%
大仙市	○		○			○			82,783	3,955	4.8%
北秋田市	○		○			○			33,224	4,268	12.8%
にかほ市	○	○				○			25,324	2,523	10.0%
仙北市	○		○			○			27,523	2,388	8.7%
小坂町	○		○		○				5,339	687	12.9%
上小阿仁村	○		○		○				2,381	1,126	47.3%
藤里町	○		○				○		3,359	231	6.9%
三種町	○	○						○	17,078	488	2.9%
八峰町	○		○					○	7,309	692	9.5%
五城目町	○	○				○			9,463	414	4.4%
八郎潟町	○		○	○					6,080	69	1.1%
井川町	○	○				○			4,986	379	7.6%
大潟村	○		○			○			3,110	18	0.6%
美郷町	○		○			○			20,279	330	1.6%
羽後町	○		○		○				15,319	77	0.5%
東成瀬村	○	○			○				2,610	287	11.0%
計	25	9	16	1	4	16	2	2	1,023,119	82,739	8.1%

市町村	⑦ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲															
	要介護認定者	要介護度			身体障害者	等級			知的障害者	程度		精神障害者	等級			難病患者
		1以上	3以上	全て		2以上	3以上	全て		Aのみ	B含む		1	2以上	全て	
秋田市	○	○			○		○		○	○		○	○			○
能代市	○		○		○	○			○	○		○		○		
横手市	○	○			○	○			○	○		○	○			○
大館市	○			○	○			○	○		○	○			○	○
男鹿市	○		○		○	○			○		○	○			○	○
湯沢市	○		○		○	○			○	○		○		○		
鹿角市	○		○		○	○						○	○			
由利本荘市	○		○		○	○			○	○		○			○	
潟上市	○		○		○	○			○	○		○		○		
大仙市	○		○		○		○		○		○	○		○		○
北秋田市	○		○		○	○			○		○	○		○		
にかほ市	○		○		○	○			○	○		○		○		○
仙北市	○		○		○	○			○		○	○		○		○
小坂町	○			○	○			○								
上小阿仁村	○		○		○			○	○		○	○			○	○
藤里町	○				○				○			○				
三種町	○		○		○	○			○	○		○		○		○
八峰町	○			○												
五城目町	○		○		○	○			○	○		○			○	
八郎潟町	○		○		○	○			○	○		○		○		
井川町	○		○		○	○			○	○		○		○		
大潟村	○			○	○	○			○	○		○		○		○
美郷町	○			○	○			○	○		○	○			○	○
羽後町	○		○		○	○			○	○		○		○		○
東成瀬村	○			○	○			○	○		○	○			○	
計	25	2	16	6	24	16	2	5	22	13	8	23	3	12	7	12

市町村	⑦ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲					
	認等自 めが治 めた会 者支援、 の市 必要町 を村長	具体的に記入	し自 たら 掲 載 を 希 望	そ の 他	具体的に記入	
秋田市	○	小児慢性特定疾病患者など	○	○	一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯、認知症症状のある者など	
能代市	○	災害発生時支援が必要と認めた者	○			
横手市	○	一人暮らし高齢者	○			
大館市	○	一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯など	○			
男鹿市			○	○		自力等で避難が困難な方及び65歳以上の一人暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯
湯沢市				○	65歳以上のみの世帯及び湯沢市災害時要援護者避難支援プラン登録者	
鹿角市	○	その他市長が認める者	○	○	75歳以上の一人暮らし、75歳以上の高齢者のみ世帯	
由利本荘市	○	高齢者世帯で前記以外の障害等がある方	○			
潟上市			○			
大仙市			○	○		75歳以上
北秋田市	○	市長が必要と認める者		○	75歳以上のみ世帯	
にかほ市	○	避難支援等関係者が支援の必要を認めた者	○			
仙北市			○	○		65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
小坂町	○	65歳以上のみ高齢者世帯				
上小阿仁村						
藤里町			○	○	町長が災害発生時に支援が必要と認めた場合	
三種町	○	前記に準じ支援を必要と認めた者	○	○	高齢者のみの世帯、日本語に不慣れな外国人等	
八峰町						
五城目町	○	状況に応じて掲載				
八郎潟町				○		一人暮らし、高齢者のみの世帯
井川町			○			
大潟村			○	○		それ以外で村が必要と認めた者
美郷町	○	高齢者	○			
羽後町	○		○			
東成瀬村	○	高齢者一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯で自治会等により必要性が認められる者	○			
計	14		18	11		

市町村	⑧ 避難支援等関係者となる者(事前に名簿情報を提供する先)								⑨ ⑤のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している者の数 (人)	⑩ ⑤のうち、事前に名簿情報を提供している者の割合 (⑨/⑤)	
	消防機関		県警察	民生委員	自主防災組織	社会福祉協議会	自治会	その他			
	消防本部等	消防団									具体的に記入
秋田市			○	○	○	○	○			15,182	51.8%
能代市	○	○	○	○	○	○	○			33	1.3%
横手市	○	○	○	○	○	○	○			3,370	39.3%
大館市	○		○	○		○		○	名簿受領を希望する福祉員など	792	98.9%
男鹿市	○		○	○						1,229	72.0%
湯沢市	○		○	○		○	○			673	8.1%
鹿角市	○		○	○	○	○	○			1,343	100.0%
由利本荘市	○		○	○	○	○				3,765	93.8%
潟上市	○	○	○	○	○	○	○			1,507	18.4%
大仙市	○		○	○	○	○	○			3,765	95.2%
北秋田市	○	○	○	○	○	○	○			2,296	53.8%
にかほ市	○	○	○	○	○	○	○			1,643	65.1%
仙北市	○		○	○						1,396	58.5%
小坂町	○		○							0	0.0%
上小阿仁村				○		○		○	65歳以上の高齢者	0	0.0%
藤里町	○	○	○	○	○	○	○	○	地域包括支援センター	0	0.0%
三種町	○		○	○	○	○	○			488	100.0%
八峰町	○		○	○	○	○				508	73.4%
五城目町	○	○	○	○	○	○		○	地区トータルケアサポート委員会	0	0.0%
八郎潟町				○				○	各町内会長	69	100.0%
井川町	○	○	○	○	○	○	○			379	100.0%
大潟村	○	○	○	○	○	○	○			0	0.0%
美郷町	○		○	○	○	○	○			330	100.0%
羽後町	○	○	○	○	○	○	○			77	100.0%
東成瀬村			○			○				287	100.0%
計	21	10	23	23	17	21	15	5		39,132	47.3%

市町村	⑪ 平常時の名簿情報の提供に際し、本人の同意を得ることを要しないとされた、条例に特別の定めがある場合						⑫ 個別計画の策定状況			⑬ 個別計画の策定の優先順位		⑭ 個別計画の策定の優先順位についての考え方						
	⑪-I 条例に特別の定めがある	⑪-II 特別の定めの内容としてどのパターンに当てはまるか ア～オから選択する(複数回答可)					ア. 全部策定済 イ. 一部策定済 ウ. 未策定	ア. 付している イ. 付していない	ア	イ								
		ア	イ	ウ	エ	オ												
秋田市	○			○			○			○		本市条例規定リスト掲載者のうち、地域に対する情報提供の同意を得られている方						
能代市	○				○		○				○							
横手市								○					○					
大館市													○				○	
男鹿市													○				○	
湯沢市	○				○		○				○							
鹿角市								○					○					
由利本荘市													○				○	
潟上市	○				○		○				○							
大仙市								○					○					
北秋田市														○			○	
にかほ市														○			○	
仙北市															○		○	
小坂町															○		○	
上小阿仁村															○		○	
藤里町															○		○	
三種町														○			○	
八峰町															○		○	
五城目町															○		○	
八郎潟町	○									○			○				○	
井川町														○				○
大潟村																		○
美郷町													○				○	
羽後町													○				○	
東成瀬村	○				○			○			○							
計	6	0	0	1	5	0	3	15	7	1	24							

○小地域ネットワーク活動検討委員会設置要綱

(名 称)

第1条 本委員会は、「小地域ネットワーク活動検討委員会」と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、地域共生社会の実現のために重要である小地域ネットワーク活動において、取り組みや考え方に地域差が生じている状況を踏まえ、これまでの活動を検証し、地域住民が主体となって展開する小地域ネットワーク活動の推進方策を検討することを目的とする。

(検討内容)

第3条 本委員会は、次の事項について調査研究を行う。

- (1) 小地域ネットワーク活動の現状と課題整理に関する事項
- (2) 小地域ネットワーク活動の効果的推進方策に関する事項
 - ・対象世帯の把握及び情報の更新に関すること
 - ・活動の理解及び担い手の確保に関すること
- (3) 小地域ネットワーク活動が目指す役割・機能に関する事項
- (4) 小地域ネットワーク活動の状況調査に関する事項
- (5) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

第4条 本委員会は、「秋田県地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）運営要綱」第4条及び第8条に基づく専門委員会として設置する。

2 委員は、次に掲げる関係機関・団体及び各分野の中から選任し、推進委員会委員長が委嘱する。なお、委員の定数は10名程度とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ホームヘルパー等）
- (3) 市町村行政
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 地域包括支援センター（保健師）
- (6) 訪問看護ステーション（訪問看護師）
- (7) 社会福祉法人
- (8) その他

3 本委員会に、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。

(任 期)

第5条 委員の任期は令和4年3月31日までとする。

(会 議)

第6条 本委員会は、必要に応じて推進委員会委員長が招集し、本委員会委員長が議長となる。

2 推進委員会委員長は、第4条の委員のほか、必要があると認める時は、委員以外の者に本委員会への出席を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 委員には、秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）「委員等の費用弁償規程」に準じて旅費等を支給する。

(庶 務)

第8条 本委員会の庶務は、県社協において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

○小地域ネットワーク活動検討委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
文京学院大学	教授	中島 修	委員長
秋田県民生委員児童委員協議会	副会長	藤原 幹子	
秋田市社会福祉協議会	地域福祉課長補佐	藤本 里香	
大仙市社会福祉協議会	地域福祉課長	小山田 和幸	
三種町社会福祉協議会	事務局長	安達 隆	
由利本荘市地域包括支援センター	センター長	大平 久美子 金子 一恵	R 2 R 3
藤里町地域包括支援センター (藤里町社会福祉協議会)	活動支援部門長	門田 真	
秋田市自立相談支援機関	アウトリーチ支援員	野口 哲	R 2
秋田市福祉総務課地域福祉推進室	副参事	加藤 悟	R 3
湯沢市自立相談支援機関 (湯沢市社会福祉協議会)	事務局次長	赤平 一夫	副委員長
北秋田市社協訪問看護ステーション	係長兼管理者	廣瀬 千賀子	
社会福祉法人 大館圏域ふくし会	施設長補佐兼管理者	浅利 美代子	

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	[新設] 特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険
ホームページ)

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。
例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社
 TEL: 03 (3349) 5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03 (3581) 4667
 受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

「小地域ネットワーク活動検討委員会」報告書

令和4年3月

【発行】社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
秋田県地域福祉推進委員会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号

TEL 018-864-2714

FAX 018-864-2742